

第5回 緑の基本計画検討部会

次第

日 時 令和7年6月2日（月）午後2時～

場 所 京都市役所分庁舎4階 第4会議室

次 第

1	開 会	藤澤事業促進担当部長
2	審 議	
	素案（前半）の審議等	
3	閉 会	永田みどり政策推進室長

配付資料一覧

1 次第（本紙）

2 委員名簿

資料1

3 座席表

資料2

4 説明資料

資料3

5 関係法令等

資料4

- ・京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）及び京都市都市緑化審議会規則
- ・都市緑地法（抄）

京都市都市緑化審議会

緑の基本計画検討部会 委員名簿

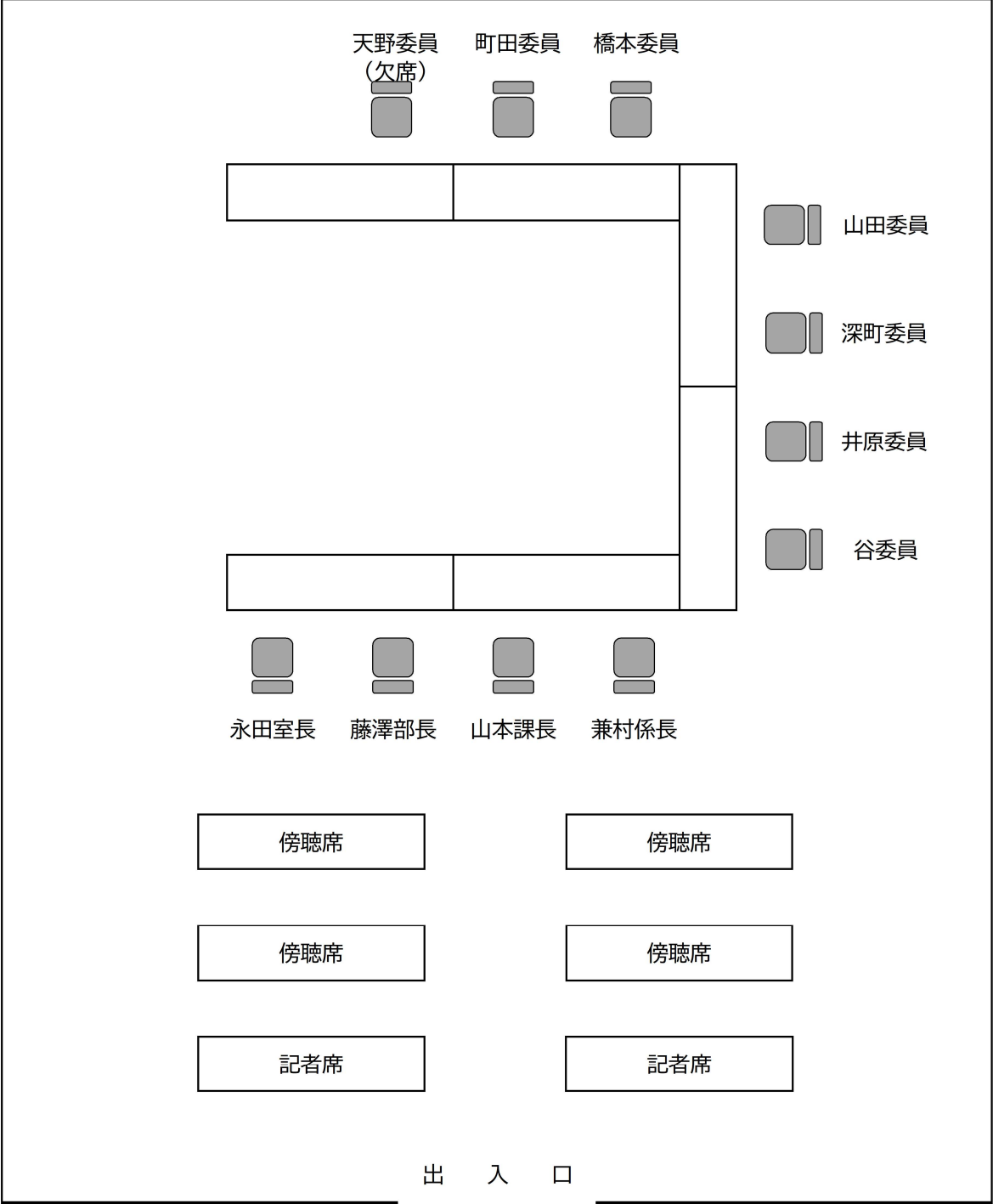
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 等 ※
あまの はるみ 天野 晴美	京都府私立幼稚園PTA連合会 参与
いはら ゆかり 井原 縁	奈良県立大学地域創造学部 教授
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 理事
はしもと かおり 橋本 佳織	市民公募委員
ふかまち か つ え 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会 会長

※ 令和7年6月2日時点

第5回 緑の基本計画検討部会
(令和7年6月2日 午後2時～)

座席表
於:京都市役所分庁舎4階 第4会議室



第5回 緑の基本計画検討部会

説明資料

<2025.06.02 京都市都市緑化審議会 緑の基本計画検討部会>

目次

計画の目次

魅力発信パート	1章	理念
	2章	みどりの魅力
	3章	みどりの展望
	4章	メッセージ
計画パート	5章	計画の概要
	6章	方針・施策の方向性
	7章	各みどりの方向性
	-	資料編

スケジュール

1～2章

本文案（理念・みどりの魅力）

本文の審議

3章

イラストの方向性

本文の執筆に先立つ検討事項

5章

モニタリング方法

ホームページ

情報発信イメージ

目次

スケジュール

本文案（理念・みどりの魅力）

1～2章

イラストの方向性

3 章

モニタリング方法

5 章

情報発信イメージ

ホームページ

本文の審議

本文の執筆に先立つ検討事項

スケジュール

前年度
審議会3回、部会4回を開催し、素案の全体像までの審議を完了

2025年夏頃 審議会
素案の審議

部会 ⑤ 素案(前半)の審議等

本日

部会 ⑥ 素案(後半)の審議等

2025年秋頃 審議会
素案の審議

部会 ⑦ 素案全体・パブコメ案の審議

2026年春頃 審議会
答 申

市民意見(パブリックコメント)の募集

部会 ⑧ (最終) 市民意見を反映した答申案の審議

計画策定

前年度

2025(R7)年度

目次

計画の目次

魅力発信パート	1章	理念
	2章	みどりの魅力
	3章	みどりの展望
	4章	メッセージ
計画パート	5章	計画の概要
	6章	方針・施策の方向性
	7章	各みどりの方向性
	-	資料編

スケジュール

1~2章

本文案（理念・みどりの魅力）

本文の審議

3章

イラストの方向性

5章

モニタリング方法

ホームページ

情報発信イメージ

本文の執筆に先立つ検討事項

本文案（理念・みどりの魅力）

全体の構成（目次）

パート分け	章	章タイトル
魅力発信パート	1	理念 本文案
	2	みどりの魅力 本文案
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画パート	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

審議のポイント

- ・ やわらかく、分かりやすい文章かどうか
… 子どもにも読めるように／魅力を感じてもらえるように
- ・ 端的ですっきりとした文章かどうか
… 読みやすく、広く共感してもらえるように

1章
理念



都市におけるみどりの意義や、
本計画がめざすみどりの姿を示す

2章
みどりの魅力



京都市のみどりの豊かさ・魅力を
発見・再確認してもらう

3章
みどりの展望



京都市のみどりの展望を、
視覚的なイメージで共有する

4章
メッセージ



京都市に関わりのある方々に対し、
本計画の推進のためにできることを示す

※ ©2025 Google Landsat / Copernicus Airbus Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO / 「国土数値情報(都市地域データ、河川データ)」/ 国土交通省(<https://nftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>)

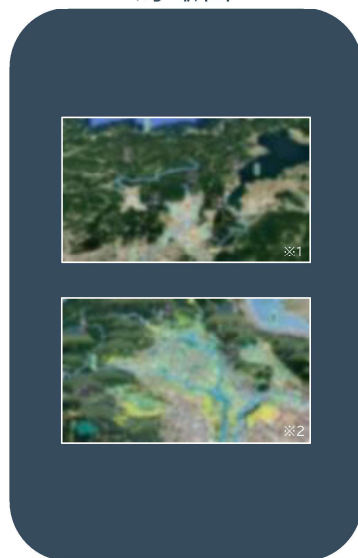
2章「みどりの魅力」は、以下の分類ごとにページを作成して紹介

自然的なみどり	山、丘、竹林、林業地、農地、草地
水辺のみどり	川、池、疏水
身近なみどり	公園、街路樹、校庭
歴史的なみどり	庭園、坪庭、社寺林、名木 植物園、御苑、御所、離宮、陵墓
緑化のみどり	建物の緑化、敷地の緑化

掲載順は、京都の自然の基盤である山と川から始め、
類似するもののまとまりを感じられる並びとする

3章「みどりの展望」は、鳥瞰図、平面図、イラストの順に掲載

鳥瞰図



平面図

持続可能なまち



豊かな暮らし 安心な暮らし



みどりとひとの輪



イラスト ※3



京都市のみどりの骨格や
豊かさを伝えるための図

市街地におけるみどりの分布や
つながりを示すための図

理想とするまちや暮らしの姿を
具体的に・わかりやすく示す図

※1 ©2025 Google Landsat / Copernicus Airbus Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO / 「国土数値情報(都市地域データ、河川データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>)
※2 ©2025 Google Landsat / Copernicus Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO Landsat / Copernicus Data Japan Hydrographic Association / 「国土数値情報(都市地域データ、河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>)
※3 AIによる生成画像を加工した仮のイメージ

9

4章「メッセージ」は、様々な読者を想定

メッセージ

読みやすいよう、サブテーマを設定



代表的な場面を例示

例示にある場面とリンクする写真

目次

計画の目次

魅力発信パート	1章	理念
	2章	みどりの魅力
	3章	みどりの展望
	4章	メッセージ
計画パート	5章	計画の概要
	6章	方針・施策の方向性
	7章	各みどりの方向性
	-	資料編

スケジュール

1～2章

本文案（理念・みどりの魅力）

本文の審議

3章

イラストの方向性

5章

モニタリング方法

ホームページ

情報発信イメージ

本文の執筆に先立つ検討事項

イラストの方向性

イラストのテーマ

方針や施策の方向性に沿った16のテーマ別にイラストを作成

方針	施策の方向性	イラストテーマ	関連する主なみどりのはたらき
I	①豊かな自然環境	山紫水明の豊かなみどり	自然基盤
		大気や水をきれいに保つみどり	大気・水質
		CO ₂ の吸収源となるみどり	CO ₂ 吸収源
II	②多様な生きもの	色々な生きもののすみかとなるみどり	生物生息空間
	③京都の文化と風情	くらしの中の文化的なみどり	歴史・文化
		心に残る美しい風情につながるみどり	景観・風情
	④安心で元気なくらし	安心・安全なくらしを支えるみどり	防災・減災
		まちの暑さを和らげる涼しげなみどり	暑さ緩和
		癒しや憩いの場となるみどり	癒し・憩い
		居場所や交流の場となるみどり	居場所・交流
		遊びやスポーツの場となるみどり	遊び・スポーツ
		はぐくみや学びの場となるみどり	学び・はぐくみ
	⑤多彩な交流とまちの活力	多くの人を惹きつける魅力的なみどり	経済・活力
		人の営みによる美しいみどり	営み・生業
III	⑥地域力の発揮	色々な人が協力して守り育んでいるみどり	創造 ※ひとのはたらき
	⑦造園力の活用	京都が誇る造園力で手入れ・創造されたみどり	継承 ※ひとのはたらき

- ・ 京都市にゆかりのある作家に作成を依頼
- ・ 分かりやすさ、親しみやすさに配慮しながらイラスト化

基本イメージの提示

<イメージ写真>



<具体的な場面の例>

- ・ 四条通から望む東山
- ・ 住宅街に隣接する桂川 …

※ AIによる生成画像を加工した仮のイメージ

最も伝えたい
魅力の抽出

+

作家の感性・創造性

代表例のイラスト 及び その他の例(文章)

(テーマ)

山紫水明の
みどりが美しい

(代表例)

三山に囲まれた盆地景



(その他の例)

- ・ 身近にある川
- ・ 地域から見える山

目次

計画の目次

魅力発信パート	1章	理念
	2章	みどりの魅力
	3章	みどりの展望
	4章	メッセージ
計画パート	5章	計画の概要
	6章	方針・施策の方向性
	7章	各みどりの方向性
	-	資料編

スケジュール

1~2章

本文案 (理念・みどりの魅力)

3 章

イラストの方向性

5 章

モニタリング方法

ホームページ

情報発信イメージ

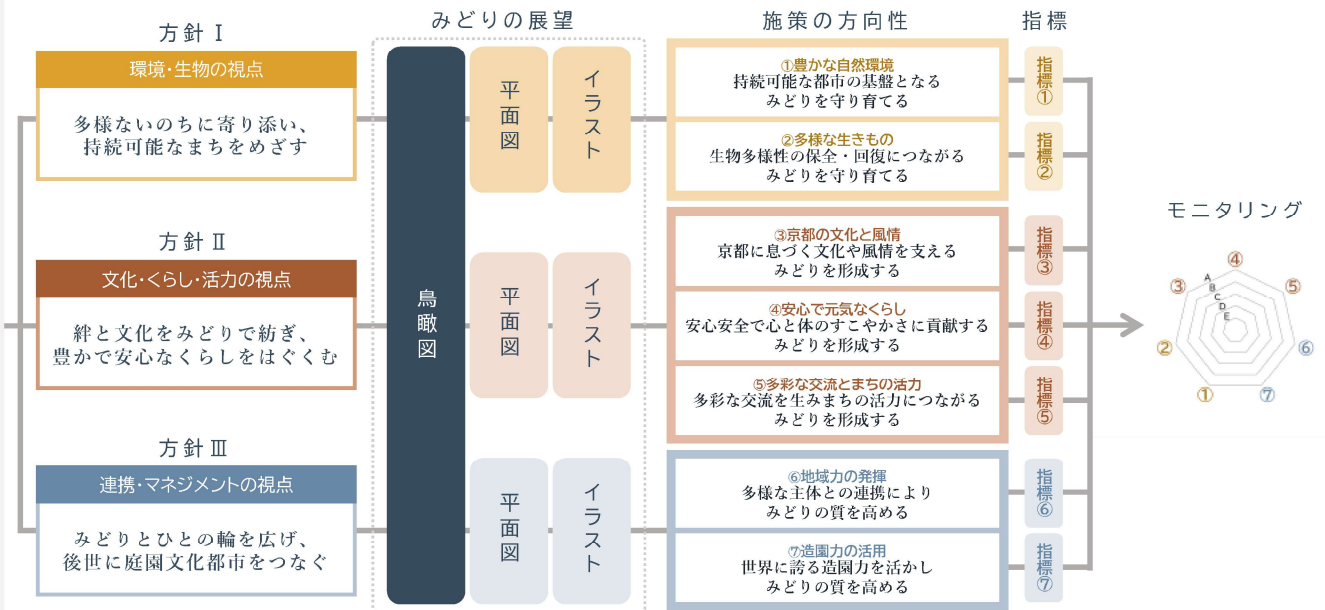
本文の審議

本文の執筆に先立つ検討事項

理念

山紫水明に息づく文化とともに彩りあふれる千年先の京都へ

施策の方向性に
対応する



15

- ・ 市民アンケートで、みどりに関する市民の実感と行動を調査
- ・ 庁内ヒアリングで、みどりに関して京都市が行う取組の量と質を調査
- ・ 市民アンケートと庁内ヒアリングの調査結果から総合点を算出し、
総合点によるA～Eの5段階評価をレーダーチャート化

施策の方向性① 豊かな自然環境 に関する指標の内容(イメージ)

調査	指標の内容	配点	総合点
市民 アンケート	生活の中で、 自然を身近に感じているか【実感】	1	●●点 (4点 満点中)
	自然環境の保全につながる 活動を行っているか【行動】	1	
庁内 ヒアリング	自然環境の保全につながる 取組を実施したか【取組の量】	1	
	上記の取組により、高い社会的 波及効果が見られたか【取組の質】	1	

評価	総合点
A	3.2点以上 ※80%以上
B	2.4点以上 ※60%以上
C	1.6点以上 ※40%以上
D	0.8点以上 ※20%以上
E	0.8点未満 ※20%未満



16

施策の方向性① 豊かな自然環境

に関するアンケート設問(イメージ)

Q. 次のうち、京都市内での暮らしの中で、身近に感じているものはありますか ※複数選択可

- ☐ 山(東山、北山、西山など)
- ☐ 丘(吉田山、船岡山、雙ヶ岡など)
- ☐ 竹林(洛西や嵐山の竹林など)
- ☐ 草地(河川敷、田畑など)
- ☐ 川(鴨川、桂川、宇治川など)
- ☐ 池(深泥池、宝が池、広沢池など)
- ☐ 当てはまる選択肢がない

実感

Q. この1年間、京都市内での暮らしの中で、次のようなことをしましたか ※複数選択可

- ☐ 自然に関するイベント、展示会、講習会、研修会などへの参加
- ☐ 自然の保全に関わる業務
- ☐ 自然の保全を行う団体での活動、自然保護活動への寄付
- ☐ 森林や川の整備・維持管理のボランティア活動
- ☐ 森林や川の美化・清掃のボランティア活動
- ☐ 当てはまる選択肢がない

行動

- ・ 計画の取組状況を一目で分かるように伝えるため、以下のような誌面を発信
- ・ 京都市都市緑化審議会での報告や、京都市ホームページ等での公表を行う

主な取組の発信(イメージ)



レーダーチャートのレビュー(イメージ)



A4(両面)1枚程度

- 本計画の期間は10年間
- 主な取組の発信は年度毎に1回
- 指標の調査とレーダーチャートによる総合的なレビューは5年に1回

みどりは短期間で劇的に
変化するものではないことを踏まえて設定

主な取組の発信

毎年度実施



レーダーチャートのレビュー

5年を目安に実施



前回レビュー以降に発信した
主な取組も踏まえてレビューを実施

目次

スケジュール

1～2章

本文案（理念・みどりの魅力）

3 章

イラストの方向性

5 章

モニタリング方法

ホームページ

情報発信イメージ

本文の審議

本文の執筆に先立つ検討事項

計画本文とともに、みどり関連情報や市内の取組事例紹介等を発信

現在のホームページ



次期計画のホームページ(イメージ)



21

次期計画のホームページ(イメージ)

みどりのミニレポート



みどりのデータ

京都市のみどりについて詳しく知りたい皆様へ



モニタリング



22

資料は以上となります。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成25年11月15日 条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号。以下「近畿圏保全法」という。)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針及び計画

(基本方針)

第三条の二 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四 都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五 市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(広域計画)

第三条の三 都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画(以下「広域計画」という。)を定めることができる。

2 広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 都道府県の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。次条第二項第四号において同じ。)の整備及び管理に関する事項

五 町村の区域内の緑地保全地域内における第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

六 特別緑地保全地区内における第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

3 広域計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする都道府県にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする都県にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする府県にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 都道府県は、広域計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、広域計画に第二項第五号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、広域計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、広域計画の変更について準用する。

(基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項(町村にあつては、口から二までに掲げる事項)

イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次号ニ、第八条第九項第七号及び第十四条第九項第五号において「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次号ホ、第八条第九項第八号及び第十四条第九項第六号において「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの(以下「機能維持増進事業」という。)の実施の方針

ハ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

ニ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

ホ 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

七 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項

八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

九 緑化地域における緑化の推進に関する事項

十 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 前項第六号ロに掲げる事項には、市町村又は第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構(以下この項及び次章第二節において「都市緑化支援機構」という。)が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができる。この場合において、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に関する事項を定めるときは、あらかじめ、都市緑化支援機構の同意を得なければならない。

4 基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

5 市町村は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かななければならない。

7 町村は、基本計画に第二項第五号ロ又は第六号イ若しくはロに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同項第五号ハ若しくはニ又は第六号ハからホまでに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

8 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(後略)

京都市みどりの基本計画 本文案（表紙・第1章・第2章）

章	頁	本文案
表紙		山紫水明に息づく文化とともに 彩りあふれる千年先の京都へ
裏表紙		京都市みどりの基本計画(2026-2035)
1	理念	京都は、美しい山と清らかな川に抱かれたみどり豊かな都市です。その中で、人々の生活が長らく紡がれ、庭園文化をはじめ、多様な文化が育まれ、今日に息づいています。みどりは、都市の空間に彩りを与える代表的な存在です。みどりやそこから生まれる美しさや豊かさを、これまでの悠久の歴史と同じく未来に継承・創造していく。この思いをこの理念に込めています。
2	山	京都には東山、北山、西山といった美しい山があり、これらをまとめて三山(さんざん)と呼びます。三山は京都の盆地を形作っており、京都の基盤となるみどりです。また、三山の眺めは、京都らしい山紫水明の風情につながるものです
	丘	京都には、千年の時を超えて守られている3つの丘があります。吉田山(よしだやま)は神話から「神楽岡」とも呼ばれ、船岡山(ふなおかやま)は「枕草子」に登場し、雙ヶ岡(ならびがおか)は兼好法師ゆかりの地です。いずれの丘も、昔も今も人々に親しまれており、都市に残る広大なみどりです。
	竹林	京都には、嵐山や洛西をはじめ、凛とした美しい竹林があります。その美しさは京都を代表する風景であり、竹林の小径は多くの人々を魅了するみどりです。
	林業地	京都には、北山杉の産地をはじめ、林業地があります。林業地には、自然林の印象とは一味違う、整然とした風景が広がります。林業地は、生業だけでなく、伝統的な文化とのつながりも深いみどりです。
	農地	京都には、都市でありながら、田畑といった農地が市街地南部や山すそに広がっています。米や京野菜の産地としてはもちろん、農業の体験や学びの場などとして、まちや人にとって重要なみどりです。
	草地	京都には、湿原、河川敷、芝生地をはじめ、色々な草地があります。草地は、広がりのある風景につながるだけでなく、ツバメといった野鳥のねぐらになり、マツムシといった鳴く虫の居場所など、生きもののすみかにもなるみどりです。
	川	京都では、鴨川、桂川、宇治川をはじめとするたくさんの川が流れています。川は、山紫水明と讃えられる、京都らしい風情につながる代表的なみどりであり、くらしや文化にも強く結びついているみどりでもあります。
	池	京都には、深泥池のような太古からの自然の池、神泉苑のように庭園に造営された池、宝が池のような人工のため池など、色々な池があります。池は都市に点在する貴重な水辺であり、まちの潤い、人々の憩い、生きものの居場所などにつながるみどりです。
	疏水	京都には、琵琶湖疏水という京都独自のみどりが 있습니다。明治期に、琵琶湖の水を市内に引き込むために造られた水路で、いまでも使用されています。疏水は、飲料水や水運といった実用性はもちろん、無鄰菴をはじめ岡崎エリアの庭園の水源となる他、岡崎公園、哲学の道や東山自然緑地のように文化や市民の憩いの場にもつながるみどりです。
	公園	京都には、1,000箇所近い公園があります。宝が池公園のような大きな公園、円山公園のような歴史ある公園、岡崎公園や梅小路公園のような都市を代表する公園、近所にある身近な公園など、色々なタイプの公園があります。公園はくらしに身近なみどりの代表的なもので、子どもの遊びの場、憩いの場、学びの場、地域の活動の場、くらしの中の一つの居場所などその使い道が多岐にわたるみどりです。

章	頁	本文案
2	街路樹	京都での街路樹の歴史は古く、その起源は平安時代といわれています。現在では、イチヨウをはじめとする高木は約4万本、ヒラドツツジをはじめとする低木は約80万本を誇り、大切に守り育てています。イチヨウ並木やケヤキ並木、サクラ並木など、特徴的な並木道は、京都の景観を彩るみどりで、多くの方々に親しまれています。
	校庭	京都には300箇所近い市立の学校・幼稚園、私立の学校・幼稚園を含め、数多くの校庭があります。また、大学は40箇所近くあり、それぞれにグラウンドなどの校庭を有しています。小学校は明治2年、大学は明治30年にそれぞれ京都で初めて創立されています。校庭は生徒はもちろん、地域にとって最も身近なみどりのひとつです。
	庭園	京都には、庭園の文化財が数多くあり、世界遺産には庭園を持つ社寺が登録されているなど、庭園文化が華開く世界でも随一のまちです。また、美術館、博物館、宿泊施設、教会など、社寺以外にも美しい庭園が市内の至る所にあることも京都の魅力です。庭園は京都の歴史や文化を代表するみどりで、
	坪庭	京都には、建物と合わせて造られる小さな庭「坪庭」があります。坪庭は、限られたスペースに自然を取り入れ、四季の移ろいや癒しをもたらす、くらしに根付いたみどりで、
	社寺林	京都には、歴史ある社寺の敷地内に広がる林「社寺林」が多く存在します。糺の森のように、古代から続くものもあり、宗教的な意味合いを持つだけでなく、都市の中に残る大きなみどりや生きもののすみかとなるみどりといった側面もあります。
	名木	京都には、都市でありながら、名木が1,000本近く残っており、「天然記念物」や「保存樹」、「区民の誇りの木」として大切に守り続けています。名木には、木自体の大きさや品種としての珍しさなど色々な価値があるほか、くらしやまちの風情につながる貴重な要素でもあります。長い年月を経た名木があることにより、空間に風格や深みが生まれます。
	植物園	京都には、産・官・学それぞれによる植物園があります。特に京都府立植物園は、植物を保存・展示するだけでなく、鳥をはじめとする生きもののすみかや、癒しや憩いのみどりとして、広く親しまれています。
	御苑	京都御苑は、市街地の中心にありながら、周囲4kmに及ぶ広大なみどりで、江戸期には公家屋敷が立ち並んでいたところですが、明治期以降は、約10万本の樹木が茂るみどりの空間となっています。四季折々の花が咲き、色々な生きものが生息する自然豊かな環境は、市民の憩いの場としても親しまれています。
	御所	京都には、御所が2つあります。京都御所と京都仙洞院御所です。いずれも庭園文化の粋を集めた美しい庭園があり、日本の文化や歴史を代表するみどりで、
	離宮	京都には、皇族の別荘である「離宮」が2つあります。桂離宮と修学院離宮の2つで、どちらも江戸期に造営されたみどりで、桂離宮は、建築と一体となった美しい庭園を持ち、修学院離宮は、山中に造られた自然と調和した景観が魅力のみどりで、
	陵墓	京都には、伏見桃山陵をはじめ、天皇等や皇族を葬るところである「陵墓」が42箇所あります。陵墓は歴史的なみどりで、京都はその数が全国でも突出しています。悠久の時間の中で守られてきた陵墓は、京都ならではのみのりのひとつです。
	建物の緑化	京都では、庁舎や駅ビル、商業施設、宿泊施設をはじめ、建物に取り入れられたみどりがああります。特に、屋上や壁面などの緑化は、市街地の限られた空間における貴重なみどりで、
	敷地の緑化	京都には、公共施設、会社、工場などといった事業地の敷地の一部や、戸建て住宅や集合住宅の敷地の一部を緑化して生み出されたみどりがああります。これらは、市街地の限られた土地における貴重なみどりで、